

防府市広報広告掲載取扱要領

平成20年12月15日制定

令和2年2月10日改正

令和3年4月1日改正

令和3年10月1日改正

この要領は、防府市広告掲載事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、防府市（以下「市」という。）が発行する広報「ほうふ」（以下「市広報」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

1 広告の種類

市広報に掲載する広告の種類は、広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定する市広報に掲載する広告とする。

2 広告の掲載場所及び枠数

(1) 広告の掲載場所は、原則として市広報の指定した位置とし、最大5枠とする。

(2) 広告の掲載は号単位とし、同一広告主につき、1枠までとする。ただし、同号同ページの並んだ枠を使用する場合は2枠までとする。また、複数号にわたる掲載は可とする。

3 広告の規格等

(1) 基本となる大きさ

縦 5.65cm 横 8.45cm（2枠の場合は17cm）

(2) 形式

イラストレーター（a i）

(3) デザイン等

ア 背景に画像等を使用する場合は文字を縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。

イ 文字やイラスト等は、適切な処理を行い、鮮明に見えるようにすること。

(4) 広告の枠囲い及び標記

ア 広告の枠を1ポイント、黒色100%の実線で囲むこと。

イ 広告の右肩に「広告」と14ポイントのロダン体系の黒文字で表示し、文字を0.5ポイントの黒の罫（縦6mm×横12mm以上）で囲むこと（広告の規格内で、広告の本文とは別に設けること）。

4 広告の禁止表現

次の表現を含む広告は、使用することができない。

- (1) 読者が、市又は市広報の情報と錯誤するおそれのあるもの
（例）「施設情報」「採用情報」等の表現等
- (2) 広告部分を切り抜いて使用するクーポン券等の内容
- (3) その他広告の表現として市長が不相当と判断するもの

5 広告掲載業務の委託

市長は、要綱第13条に基づき、市広報の広告枠を一括して、競争入札等により選定した広告代理店等に委託し、当該広告代理店等と広告掲載取扱いに係る業務委託契約を締結する。

6 広告代理店等の業務

- (1) 5の規定により業務委託契約を締結した広告代理店等は、各種法令並びに要綱及びこの要領に基づき、広告掲載希望者を募集及び選定するものとする。
- (2) 広告代理店等は、掲載しようとする広告の原稿等（以下、「原稿等」という。）、記録媒体（CD-R等）に記録した原稿等の電子データ（以下、「電子データ」という。）及び7の項の(1)の書類を、防府市広報広告掲載申込書（第1号様式）に添えて市に提出するものとする。

7 広告原稿等の提出及び広告掲載の承認等

- (1) 広告掲載希望者は、広告代理店等に要綱第6条各号の書類、市税等の納付状況調査の同意書（第2号様式）及び暴力団等の排除に関する誓約書（第3号様式）を添えて申し込み等を行うものとする。ただし、広告掲載希望者が国、地方公共団体若しくは防府市外に居住する者又は事業所等を有するものに該当するときは、市税等の納付状況調査の同意書（第2号様式）を省略することが

できる。

(2) 広告代理店等は、市長が指定する期日までに、広告掲載希望者の原稿等を市に提出するものとする。

(3) 市長は、(2)の規定により提出された原稿等を要綱第8条の規定に基づき設置された審査委員会において審査し、広告掲載の可否を防府市広報広告掲載可否決定通知書(第4号様式)により広告代理店等に通知するものとする。また、市長はその審査により、提出された原稿等の修正を指示できるものとする。

(4) 広告代理店等は、原稿等の修正を指示されたときは、市長が指定する期日までに原稿等を修正し、市に提出のうえ審査を受けるものとする。

(5) 広告代理店等は、広告掲載の決定により不承認とされた原稿等について、誠意をもって広告掲載希望者に不承認の通知をするものとする。

(6) 広告代理店等は、広告掲載の決定により承認を受けた広告の原稿等について、市長が指定する期日までに、完全原稿を電子データにより市に提出するものとする。

8 広告内容の変更等

広告代理店等は、契約の期間内において、当該広告の内容等を号単位で変更等を行うことができる。この場合、当該変更等の内容について再度市の審査を受けるものとする。

9 広告掲載料等の納入

(1) 広告代理店等は、広告掲載料を市長が指示する方法により納入するものとする。

(2) 広告代理店等は、市長が指定する市広報の広告枠全てが埋まらない場合であっても、(1)の広告掲載料を納入しなければならない。ただし、その場合、空白の広告掲載予定枠は、市が使用するものとする。

10 広告掲載料等の返還

広告掲載の決定後、掲載開始前において広告代理店等及び広告主の

責めに帰さない理由により広告が掲載できないときは、当該枠数に、掲載号1枠の広告掲載料の金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を乗じて得た金額を返還する。

1 1 広告掲載の取消し等

市長は、次の各号いずれかに該当する事由が発生したときは、当該広告掲載を取り消すことができる。また、この取消しに関わる損害が、広告代理店等に発生した場合も、市はその賠償の責めを負わない。

- (1) 広告代理店等が広告原稿を指定期日までに提出しなかったとき。
- (2) 広告代理店等が指定期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 広告代理店等、広告主及び広告内容が要綱第4条の規定に該当することとなったとき。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めたとき。

1 2 広告内容の責任等

- (1) 広告代理店等は、広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告代理店等は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告代理店等の責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告代理店等は、市広報への広告掲載の権利を譲渡してはならない。

1 3 営業行為に関する禁止事項

広告代理店等及び広告主は、広告掲載を行った市広報を用い、市の推奨・推薦があるかのような営業行為をしてはならない。

1 4 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施日

この要領は、平成20年12月15日から実施する。

(第1号様式)

防府市広報広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

連絡先

担当者/部署

防府市広告掲載事業実施要綱及び防府市広報広告掲載取扱要領を遵守し、次のとおり申し込みます。

記

1. 広告媒体 防府市広報 (年 月 日号)

2. 添付書類等

- ・ 広告の原稿 (案)
- ・ 広告掲載希望者に係る市税等の納付状況調査の同意書 (第2号様式)
- ・ 広告掲載希望者の業務内容等を明らかにする書類
- ・ 広告の掲載位置を示した書類

3. 備考

(第2号様式)

同意書

年 月 日

(あて先) 防府市長

(広告掲載希望者) 所在地又は住所 _____

事業所商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____

生年月日 _____ 年 月 日

広告掲載希望者（法人の場合は代表者を含む。）は、防府市広報広告掲載の申込みにあたり、防府市広告掲載事業実施要綱第4条第4項の市税等の公金滞納の有無を確認するため、納付状況調査を行うことに同意します。

公金の種類

- ・市税
- ・国民健康保険料
- ・介護保険料
- ・市営住宅使用料
- ・水道料金
- ・下水道使用料
- ・下水道受益者負担金

- ※ この同意書は、公金納付状況調査以外には使用しません。
- ※ 代表者職氏名欄の記載にあたっては、押印（法人の場合は代表者印）、署名（法人の場合は代表者の署名）または記名のみをいずれかを選択できます。記名のみの場合は、電話等により同意の意思を再確認します。

納付状況調査の同意 再確認
(代表者職氏名欄が記名のみの場合)



(第3号様式)

暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

防府市長 様

所在地
商号又は名称
フリガナ
代表者氏名
担当者／部署
連絡先

私は、防府市が防府市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、市の事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするため、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約等から排除していることを認識した上で、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項と相違することが判明した場合には、契約解除等の防府市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、誓約事項の確認のため、防府市が山口県警防府警察署等に対し、関係情報の照会を行うことについて承諾します。

記

- 次のいずれにも該当いたします。
 - 代表者又は個人が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。
 - 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- 1の各号に該当するものが条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(第4号様式)

第 年 月 日
号

様

防府市長 印

防府市広報広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった防府市広報（ 年 月 日号）への広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

2 掲載条件

防府市広告掲載事業実施要綱及び防府市広報広告掲載取扱要領に従うこと。